

一般財団法人エイブル文化振興財団

2021年度 奨学生募集要項

一般財団法人エイブル文化振興財団は、グローバルに活躍する夢をもった学業優秀、品行方正でありながら経済的にも支援が必要な若者を援助することで、青少年の健全な育成に寄与することを目的として奨学生の募集を行います。

1 奨学金の内容

- (1) 支給額：年間10万円
 - ・当財団からの奨学金は、返済の必要はありません
 - ・他の奨学金（貸与、給付）との併給も可能です
 - ・原則として、1年間の支給となります。ただし卒業した場合は卒業までの支給となります（奨学金を受けた次年度以降の再応募も可能です）
- (2) 支給方法：月額6カ月分（5万円）を9月と3月に一括して本人名義の金融機関口座へ振り込みます

2 応募について

- (1) 応募資格：以下の各項目にいずれも該当すると認められる者
 - ・学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること
 - ・将来、グローバルに活躍する夢を持つ学生であること
 - ・2021年4月時点で在学し、東京都、神奈川県の大学キャンパスに通学している者
 - ・支給期間中、当財団が定めるレポート等を期日までに提出できる者
 - ・支給期間中、当財団の行事に積極的に参加できる者

※学校教育法に定める大学の学部生を対象とします。

短期大学、大学校、夜間学部、通信制大学は含みません。

対象となる学校かどうか不明な場合には、学校にお問い合わせください。

- (2) 募集人員：40名程度 **【注意】全ての提出書類を大学へ提出し、推薦が決**
- (3) 応募方法：応募者は下記の要領で応募してください。**またあと「応募フォーマット」送信をしてください。**

① 1次審査（書類審査）

【注意】

藝大HPに添付してある「奨学生願書」「推薦書」を印刷記入してください。（推薦書は指導教員に記入・捺印をお願いすること）

その他必要書類

在学証明書（4月1日現在）
成績証明書
生計を維持している全員の課税（所得）証明書

～の書類を用意し、大学へ提出して下さい。

推薦決定後、書類を申請者本人へ返却致しますので、書類受取後「応募フォーマット」に送信して下さい。

財団のホームページ（下記アドレス）の「応募フォーマット」に必要事項を入力し、送信してください。

大学の推薦書、在学証明書、成績証明書、生計を維持している人全員の課税（所得）証明書については、PDFファイルで送信してください。

なお、大学の推薦書で開封できないものについては、受付期間内に郵送してください。

・当財団ホームページアドレス：<https://www.ablefoundation.or.jp>

② 2次審査（書類審査、面接を行う場合があります）

1次審査合格者はメールで通知しますので、下記の書類を提出してください。

書類を送付する際は、書留、宅配便など追跡機能がある方法によることをお勧めします。

【提出書類】

A～ウは当財団指定様式となりますので、当財団から送付するフォーマットに記入してください。なお、提出書類が日本語以外の場合は、第三者による日本語訳を添付してください。

- ア 書類送付書
- イ 願書 (写真添付)
- ウ 小論文 (800 字程度)
- エ 大学の在学証明書の原本
- オ 大学の推薦書の原本
- カ 一年生は高等学校、他の学年は在籍している大学の成績証明書の原本
- キ 住民票の原本 (世帯全員がわかるもの。マイナンバーの記載が無いもの)
- ク 令和 2 年度分課税 (所得) 証明書の原本 (生計を維持している方全員分)

- ③ 2 次審査合格者には書類を送付しますので、必要事項を記入するとともに署名捺印し、郵送してください。

大学への提出期限：2021年5月7日(金)16時

提出先：学部教務係または各校地事務室

- (4) 1 次審査応募受付期間：~~2021年4月1日～5月31日~~
- (5) 送付先：〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 AKASAKA K-TOWER 8F

一般財団法人エイブル文化振興財団 事務局

※封筒には「奨学生応募書類在中」と明記してください。

※書類の不足があった場合は、原則、選考の対象といたしません。

※お送りいただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

**推薦決定後、応募書類を返却します。
書類を受取りましたら期限
(5月31日)までに財団の
「応募フォーマット」へ送信して
ください。**

3 選考・採用について

- (1) 選考：当財団の奨学生選考委員会により選考を行います。

2 次審査の結果 (採否) は、7 月中旬以降に本人に通知します。

なお、採用者については、在籍大学等へも連絡いたします。

- (2) 奨学金の休止、停止：

下記の事由が生じた際は、奨学金の給付を停止または返還を求めることがあります。

- ・在学校の学籍を失ったとき
- ・休学、留年、学校の単位に含まれない留学の場合
- ・提出書類に虚偽記載がある場合
- ・傷病などのため成業の見込みがなくなったとき
- ・学業成績または素行が不良となったとき
- ・奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ・前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

4 その他

- (1) 当財団の奨学生への応募の際に提出していただく個人情報については、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。

- (2) 当財団の奨学金給付は卒業後の進路等について一切の制約を課すものではありません。

- (3) 選考の過程で面接する場合があります。

- (4) 採用決定後、所在等連絡先の変更、休学等の異動があった場合には、速やかに当財団に届け出てください。

- 5 問い合わせ先：当財団に関連するお問い合わせについては、ホームページの「お問い合わせ」に記入し送信してください。